

地域戦略プロジェクト関係 補足説明資料

(技術提案会 資料)

地域戦略プロジェクトにおける「地域戦略・研究計画」のイメージ……………	1
研究グループと地方公共団体等が連携して実証研究・普及に取り組む事例…	3
地域戦略プロジェクトを推進する上での植物防疫との連携……………	8
地域戦略プロジェクトに関するQ&A……………	10

地域戦略プロジェクトにおける「地域戦略・研究計画」のイメージ

<想定事例1>

1 地域戦略のイメージ

地域戦略名	カンキツ類の北米向け輸出拡大戦略
対象地域	〇〇県内のカンキツ産地全域
対象品目 (経営類型)	温州ミカン、デコポン、清見、△△(新品種)等のカンキツ類
今後目指す 方向性及び 目標とする 指標	<p>これまでもカンキツ類の輸出実績のあるカナダや関税撤廃により輸出拡大が期待できるアメリカをターゲットとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国で好まれる、甘み・香りの強いカンキツ新品種△△の導入 ・新品種△△及び従来のカンキツ類について、輸出先国の嗜好に合った品質を確保するための、ICTの活用等による精密な品質管理技術 ・規模拡大による生産コスト低減を可能とする軽労化技術 ・低コストな船便による長距離輸送を可能とする鮮度保存技術 <p>等を組み合わせた生産・流通体系を確立・普及し、当該国の需要に対応した品質・数量のカンキツ類を安定して供給可能な産地の形成を目指す。</p> <p>【目標とする指標(研究終了後に目指す地域の将来像)】 〇〇県産カンキツ類の輸出量(額)を、平成26年度の▽t(百万円)から平成◎年度までに☆t(百万円)に拡大する。</p>
開発した技術 体系の普及 計画	<p>①普及担当機関 〇〇県農政部技術普及課(〇〇県〇〇普及センター)、J A △△</p> <p>②普及する地域 カンキツの主産地である〇〇市、〇〇市、〇〇町を中心に、県内カンキツ産地に広く普及。 (普及目標面積) □年度: 約■ha、☆年度: 約★ha、◎年度: 約◆ha</p> <p>③普及のターゲット カンキツ栽培面積□ha以上の農業者・法人を中心に普及予定</p> <p>④具体的な普及方策 (国・県等の事業の活用、講習会・研修会の開催など、具体的な普及方策を記載)</p>
期待される 経済的波及 効果	<p>※地域戦略を実現した場合の経済効果(金額・3年分)及びその算出方法を記載 「目標とする指標」や「普及目標面積」等を用いて算出してください。</p> <p>(例) 〇〇億円 (平成◎年度輸出額☆百万円－平成26年度輸出額▽百万円) × 3年 = 〇〇億円</p>
消費者・実 需者との連 携の在り方	<p>流通業者A社(コンソーシアムに参画予定)と連携し、研究期間中から輸出先国での試食会や調査を行ってニーズを把握し、その結果を研究開発に反映する。 また、輸出先国の大手小売企業のバイヤーを招聘し、生産状況を見せることにより、安全性や品質をPRする。なお、PRの取組については、〇〇県経済産業部とも連携して行う。</p>

留意事項: 行政又は普及担当機関が主導して作成してください。

2 研究計画のイメージ

- 上記地域戦略の実現に必要な技術体系を確立するための研究計画を策定していただきます。
- 基本的に、農林水産省の他の研究事業の提案様式に準じた内容を考えています。

<想定事例2>

1 地域戦略のイメージ

地域戦略名	業務用米の低コスト生産による実需者との契約栽培を中心とした経営安定化戦略
対象地域	J A〇〇管内（〇〇市、〇〇町、〇〇町）
対象品目 （経営類型）	水稲・野菜の水田輪作
今後目指す 方向性及び 目標とする 指標	<p>外食産業が求める品質・価格の米を安定生産するため、多収品種「□□□」を導入するとともに、「□□□」の低コスト生産体系を確立・導入し、外食産業等との契約栽培を行うことにより、経営の安定化を図る。</p> <p>また、当該生産体系に適した野菜を導入し、複合経営を行うことにより、所得の向上を目指す。</p> <p>【目標とする指標（研究終了後に目指す地域の将来像）】 業務用米を、110円/kg程度の生産コストで生産 10a当たりの所得を△円程度向上</p>
開発した技 術体系の普 及計画	<p>①普及担当機関 J A〇〇</p> <p>②普及する地域 J A〇〇管内（〇〇市、〇〇町、〇〇町）の水田作地帯 （普及目標面積）平成□年度までに、管内水田作地帯の約▽割（☆ha）に普及</p> <p>③普及のターゲット J A〇〇管内の水田作地帯において法人化や集落営農化を進め、管内の水田面積の△割以上において、確立した生産体系を導入する。</p> <p>④具体的な普及方策 （国・県等の事業の活用、講習会・研修会の開催など、具体的な普及方策を記載）</p>
期待される 経済的波及 効果	<p>※：地域戦略を実現した場合の経済効果（金額・3年分）及びその算出方法を記載 「目標とする指標」や「普及目標面積」等を用いて算出してください。</p> <p>（例）〇億円 （所得の向上△円/10a×☆ha）×3年＝〇億円</p>
消費者・実 需者との連 携の在り方	<p>J A〇〇内に業務用米生産・販売促進チームを設置して、大手米卸や外食チェーンへのマーケティング活動を強化し、販路を開拓する。また、これら実需者のニーズを吸い上げ、ニーズに即した品質・数量・価格の米を安定的に供給可能な生産体制づくりを進め、安定的な取引関係を構築する。</p> <p>加えて、個人経営の飲食店など小規模業者向けに、インターネットによる小規模ロットの販売を行い、販路の裾野を拡大する。</p>

留意事項：行政又は普及担当機関が主導して作成してください。

2 研究計画

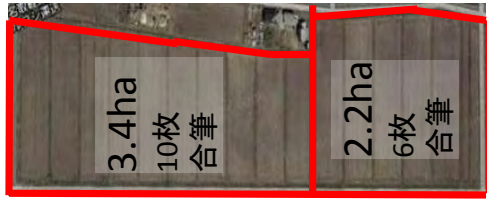
- 上記地域戦略の実現に必要な技術体系を確立するための研究計画を策定していただきます。
- 基本的に、農林水産省の他の研究事業の提案様式に準じた内容を考えています。

研究グループと地方公共団体等が連携して実証研究・普及に取り組み事例 ①

大規模土地利型営農技術(宮城県) / 食料生産地域再生のための先端技術展開事業

【研究概要】

- ・大区画圃場(1区画3.4haと2.2ha)におけるプラウ耕グレンドリル播種を核とした稲-麦-大豆2年3作体系等の実証。
- ・ICTを活用して経験に基づく生産管理と経営状況を見える化し、経営上の意思決定支援技術の最適化を実証。



GPSレベラー
均平システム構成(RTK-GPS)



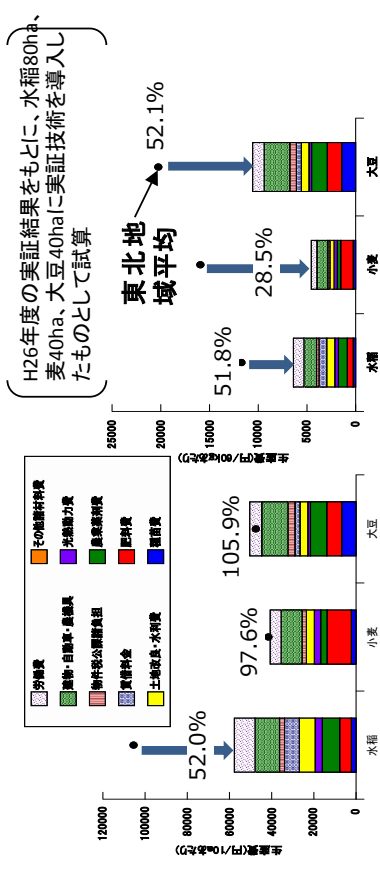
畑用大型機械による
プラウ耕グレンドリル乾田直播



無人ヘリ灌水直播



簡易乳苗育苗十粗植移植



研究成果を活かした宮城県の取組事例

○ 大規模経営体育成支援事業の新設 (H27～29年度)

革新支援専門員が、直播栽培やICTを活用した生産工程管理等の実証研究で得られた先端技術等を導入し、経営規模拡大を目指すモデル経営体の支援を行い、そのノウハウの普及を図る。

○ 2ha大区画整備地区への技術普及

農地整備事業実施地区において、「新たな標準設計」を策定し、大区画圃場整備事業を推進。圃場の大区画化に対応し、土地利用型法人を中心に水稲直播栽培等の技術普及を図っている。

【代表機関】東北農業研究センター

【参画機関】中央農業研究センター、北海道農業研究センター、生研センター、宮城県古川農業試験場、石川県農林総合研究センター、(株)クボタ、井関農機(株)、小泉商事(株)、ヤンマー(株)、ヤンマーヘリ&アグリ(株)、スガノ農機(株)、富士通(株)、日本電気(株)、イーラボ・エクスベリエンズ(株)

【研究成果】

- 水稲については、労働費が大きく削減されることにより生産費が東北平均に比較して約50%削減。
- 麦・大豆についても、水稲栽培時に代かきを行わないため、耕盤が形成されず排水性が向上、また根系の制約も少なくなるため単収が大きく向上。

研究グループと地方公共団体等が連携して実証研究・普及に取り組み事例 ② 花き生産における新たな光源利用技術(鹿児島県南西諸島)／革新的技術緊急展開事業

【研究概要】

冬期の花き供給基地である南西諸島のキク類の栽培において、耐候性LEDの活用、防風防虫効果を持つネットを備えた平張ハウスなどによる台風被害軽減対策技術および実需者ニーズに応じた効率的な生産技術を組み合わせた安定生産体系を確立。

背景・ニーズ

- ✓ キク類は、葬祭や仏事など国民生活に欠かすことのできない花だが、近年、東南アジアなどからの輸入が急増。
- ✓ 冬期温暖な南西諸島は、燃料コストが不要なため、高い国際競争力を秘めるっており、国産シェア奪回が求められている。
- ✓ 冬春期のキク生産では、夜間の人工照明によって開花調節を行う電照栽培が必須。これまで、光源として白熱電球が使用されているが、台風被害が大い南西諸島では耐候性LEDの開発や台風被害対策が重要な課題。

改良型耐候性LEDを利用した電照栽培技術

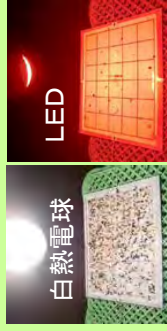


安定計画出荷のための開花調節技術の確立

台風被害の軽減、害虫防除技術



防風・防虫効果のある赤色ネット平張ハウス



白熱電球

LED

LED光は誘虫作用が激減



台風による停電時に自家発電でLEDを点灯し、大被害を回避

需給マッチングによる生産性・収益性向上



実需者ニーズを踏まえた契約栽培(花色、規格、長さ、納期、本数等)

【代表機関】花き研究所 [参画機関](株)エルクム、鹿児島県農業開発総合センター、和歌山県、和泊町、鹿児島県大島支庁沖永良部事務所

【研究成果】

- 耐候性LEDについて、小型・軽量化、広範囲照射かつ光量を30%増加させた試作品を開発し、電気料金を87%低減
- 防虫効果のある赤色ネットを備えた平張ハウスを設置して、風速約40mの暴風雨時における作物の折損・曲がり等と塩害の被害軽減の効果を確認(台風19号の際の露地の露地の被害率95%に対し、平張15%と大幅軽減)

研究成果を活かした地元自治体との連携

- 普及支援組織(鹿児島県大島支庁、和泊町)と連携し、沖永良部島における成果発表会の開催やマニュアルの作成・配布
- 和泊町では、研究成果を踏まえ、技術パッケージ(平張+小型発電機+LED照明)を導入する生産農家に対する補助制度を整備
- 地元花き農協と連携し、需給マッチングにより、H27年度の契約栽培取引量は10倍程度に拡大する計画

研究グループと地方公共団体等が連携して実証研究・普及に取り組む事例 ③ 落花生の超省力生産体系の実証（茨城県・千葉県）／革新的技術緊急展開事業

【研究概要】

- ・落花生栽培および落花生が輪作作物として支える地域畑作の発展を図る上で、落花生の機械化省力生産体系の確立と低コスト生産の実現が強く求められている。
- ・このため、落花生栽培の労働時間（10aあたり68時間）の43%を占める収穫・乾燥・調製作業の機械化を進め、落花生の超省力生産体系を確立する。

現状 手作業主体の労働力集約型生産



根切り 掘取り・反転 圃場内乾燥

【大規模機械化栽培体系の実証】



- 連続掘り上げ反転機の改良により、高い作業性
- 普通型コンバインを改良したピックアップ収穫体系の実証
- 温風乾燥装置の改良と実証
- 英剥き機の改良による種子生産の効率化実証

【コンソーシアム名】

落花生超省力化コンソーシアム

【代表機関】

中央農業総合研究センター

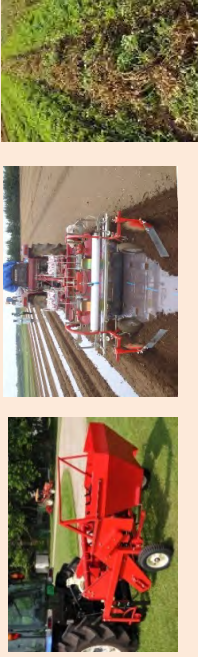
【参画研究機関】

千葉県農林総合研究センター、茨城県農業総合センター、松山株式会社、有会社朝日製作所、NPO法人ちば農業支援ネットワーク、千葉県落花生商工組合連合会、千葉県農林水産部担い手支援課専門普及指導室・生産振興課、茨城県南落花生組合、茨城県中部落花生組合

【研究・実証地区】

千葉県多古町、八街市、匝瑳市、茨城県牛久市、かすみがうら市

【落花生収穫機を基幹とする省力的収穫・予乾作業体系の開発】



- 落花生収穫機の改良・実証と性能を発揮する栽培様式の実証により、収量を維持しつつ作業時間を半減
- 機械収穫に適する栽培様式のためのシーダー・マルチャーにより、播種作業時間を約6割削減

【技術体系の普及に向けた取組】

- (1) 千葉県では「千葉県農林水産業振興計画」の中で落花生の生産振興を位置付け、畑作物輪作体系における落花生省力化生産を推進
- (2) 現地検討会・研修会等の開催
実証研究によって得られた研究成果について、茨城県や千葉県の普及支援組織と連携し、意欲ある生産者を対象に研修会を開催し、落花生の機械化省力生産体系の普及を推進
- (3) 機械の普及のため千葉県では単独の補助事業予算を要求中

普及組織が中心となった技術体系の横展開

研究グループと地方公共団体等が連携して実証研究・普及に取り組む事例 ④ 早期収穫が可能な二ホンナシ多収栽培 技術体系／革新的技術緊急展開事業

【研究概要】

・二ホンナシの老木化・病害等による収量・品質の低下が深刻化しているが、成園化には約10年を要するため、改植が困難となっている。また、経営改善の上で省力技術の導入が必要。
 ・このため、早期成園化・多収・軽労化・土壌病害等を総合的に解決できる「盛土式根圏制御栽培法」を開発するとともに、現地実証により、所得向上・省力化・軽労化等を達成する高品質果実の安定栽培技術体系を確立。

【盛土式根圏制御栽培法の確立】



植付け1年目の夏
※慣行の地植栽培：0Y/10a



植付け2年目の夏
(初結実)で(2Y/10a)
※慣行の地植栽培：0Y/10a



植付け3年目の夏
(樹形が完成)で(3Y/10a)
※慣行：0Y/10a, 樹形完10年



植付け5年目の夏
(6Y/10a)
※慣行：2.5Y/10a

- (1) 移植翌年に収穫可能
- (2) 高品質・多収
- (3) 作業の効率化・軽労化
- (4) 減羽病を回避
- (5) 品種更新が容易

【コンソーシアム名】
根圏制御栽培法実証グループ

【代表機関】
栃木県農業試験場

【参画研究機関】
三重県、三共包材(株)、(株)S.K.アグ

リシステム、栃木県農政部経営技術課

【研究・実証地区】
栃木県宇都宮市(研究)、三重県松阪

市(研究)、栃木県鹿沼市(実証)

【省力器具等による省力技術体系の構築】

- (1) 省力的な着果管理手法の開発・試作
 - ① 摘果器具等の開発・試作
 - ② 実用化に向けた改良
 - ③ 器具の使用方法確立
- (2) 効率的な養水分管理の開発
- (3) 省力的なせん定手法の確立

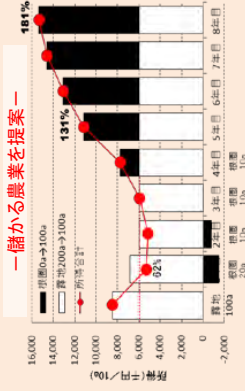


摘果器具開発

誘引機械実証

【根圏制御栽培法と省力技術体系の組合せ技術の実証】

根圏制御栽培法に省力技術を組合せた現地実証試験を行い、慣行栽培との収量性、労働時間、経営状況の比較。



【技術体系の普及に向けた取組】

- (1) 根圏制御栽培現地展示会等の開催
根圏制御栽培法や省力技術の理解促進や導入意欲の醸成を図るための現地展示会等を開催し、普及組織が中心となって本技術の導入を促進。
- (2) 根圏制御栽培導入マニュアルの作成
根圏制御栽培法や省力技術を導入するための栽培マニュアルを作成。
(普及組織がマニュアルを活用し若手生産者や改植を検討する生産者への技術指導に活用)。



普及組織が中心となった技術体系の横展開

研究グループと地方公共団体等が連携して実証研究・普及に取り組む事例 ⑤

貝類養殖業の安定化、省コスト・効率化生産技術（宮城県）

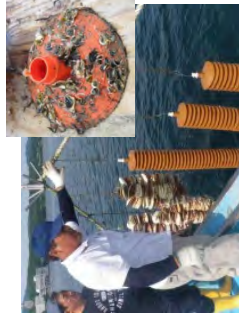
／食料生産地域再生のための先端技術展開事業

【取組概要】

- ・天然一粒種苗（シングルシード）を大量採取し、産卵前の商品価値の高い一粒カギを出荷するための新たな養殖生産技術を確立。
- ・当該技術により生産された志津川産カギを「あまころ牡蠣」としてブランド化し、地元の産業育成を推進。

種苗確保

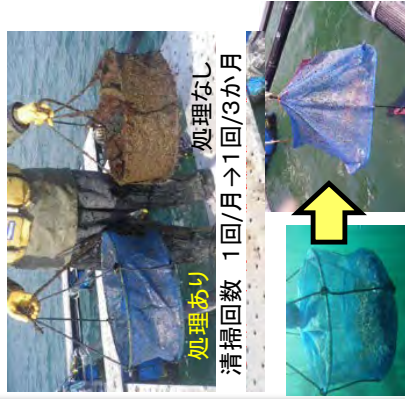
樹脂製採苗器による天然種苗の大量採取



分離したシングルシード

養殖

付着防止剤処理



処理なし
清掃回数 1回/月→1回/3か月

低価格・軽量養殖カゴ
(資材コスト約1/4)

出荷

商品価値の高い産卵前の一粒子カギ



冷たい水深での成殖課題により、晩春～夏季に出荷（シーズン外のため高収入）

販売



「あまころ牡蠣」として東京のオイスターバーに販売

〔コンソーシアム名〕
「貝類養殖業に関する先端技術展開事業」共同研究機関

〔代表機関〕
国立研究法人水産総合研究センター

〔参画研究機関〕
宮城県水産技術総合センター、宮城県産業技術総合センター、海洋エンジニアリング、三洋テクノマリン

〔研究・実証地区〕
宮城県気仙沼市、南三陸町、塩釜市

【普及に向けた取組】

- 実証海域において、2年後を目処に、「あまころ牡蠣」10万個の出荷計画を策定。
- また、27年度において、本技術導入海域を前年の2海域から5海域へ拡大し、これら海域を対象に生産者研修会を開催。
- 宮城県水産技術総合センター気仙沼試験場の普及指導チームが「あまころ牡蠣」の生産について積極的に関与し、養殖業者に生産体系と技術の指導を実施。東京のオイスターバーへの試験販売もサポート。

地域戦略プロジェクトを推進する上での植物防疫との連携

農林水産省消費・安全局植物防疫課

1 農産物の輸出に際しての現状

- (1) 農産物を輸出する場合、輸出相手国・地域及び輸出する品目によって、日本に求められる植物検疫条件がそれぞれ異なります。
- (2) このため、輸出拡大のための技術開発を行う場合、輸出相手国・地域及び輸出する品目を特定した対応が必要となります。
- (3) 一方、農産物の輸出に際し、輸出相手国・地域が求める条件には、食品安全や残留農薬等植物検疫以外の規制もあります。
- (4) このため、輸出のための研究を進めるに際しては、研究成果が得られたとしても、実際には、様々な要因で輸出ができないというようなことがないよう関係する情報を正確に把握しておく必要があります。

2 植物防疫機関との連携

- (1) 植物防疫所では研究推進のため、研究コンソーシアム等に参画し、又はコンソーシアムの外から、諸外国の植物検疫条件に関する情報や産地での病害虫防除に関する情報等を提供させていただきます。
- (2) このため、研究機関や関係者（生産者、民間企業、地方公共団体等）におかれては、提案の検討段階においても、情報提供やアドバイスが必要であれば、別紙の植物防疫機関にお問い合わせください。

植物防疫に関するお問い合わせ先

農林水産省	<p>○ 消費・安全局 植物防疫課 輸出業務班 TEL: 03-6744-7168 FAX: 03-3502-3386 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号</p> <p>(消費・安全局ホームページ) http://www.maff.go.jp/j/syouan/index.html</p>
植物防疫所 (輸出検疫担当)	<p>○ 横浜植物防疫所 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 TEL: 045-211-7155 / FAX: 045-211-0611</p> <p>○ 名古屋植物防疫所 〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 TEL: 052-651-0114 / FAX: 052-651-0115</p> <p>○ 神戸植物防疫所 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 TEL: 078-331-2384 / FAX: 078-391-1757</p> <p>○ 門司植物防疫所 〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 TEL: 093-321-2809 / FAX: 093-332-5189</p> <p>○ 那覇植物防疫事務所 〒900-0001 那覇市港町2-11-1 TEL: 098-868-1679 / FAX: 098-861-5500</p> <p>(植物防疫所ホームページ) http://www.maff.go.jp/pps/</p>

地域戦略プロジェクトに関するQ&A（平成28年1月21日現在）

No.	質問内容	回答	備考
1	なぜ研究コンソーシアムへの地方公共団体の参画が必須なのか。	本事業はTPP対策として実施するものであり、実証研究で確立した技術体系が対象地域に普及され、地域の競争力を強化することを目的としています。このため、速やかな普及を図る観点から、農林漁業施策や普及を担う上で中心となる地方公共団体の参画を要件としています（協力機関としての参画も可。）。 なお、農林漁業団体等が地域戦略を策定し、当該団体等の主導で普及に取り組む場合は、この限りではありません。	
2	地方公共団体は、協力機関としてコンソに参画しても良いとのことだが、農林漁業者も協力機関としても参画でもいいのか。	農林漁業者についても、地方公共団体と同様に、協力機関としての参画でも結構です。	
3-1	「地域戦略・研究計画」を定める範囲（対象地域の大きさ）はどの程度なのか。 複数の県や地域で地域戦略を策定できるのか。	「地域戦略・研究計画」の対象とする地域の大きさに特段の制約はありません。 このため、対象品目や今後の方向性、開発する技術体系等の方針が同じであれば、複数の都道府県や地域が1つの地域戦略・研究計画を策定し、同じコンソーシアムの中で連携して取り組むことも可能です。 ただし、研究コンソーシアムには、一部の場合を除き、地方公共団体の参画が必須ですので、複数の地方公共団体に跨る地域を戦略の対象とするときは、当該範囲に対応する地方公共団体が参画する必要があります。	
3-2	複数の県、産地を対象として一つの提案（応募）を行う場合、「地域戦略・研究計画」はどのように作成すればいいのか。	「地域戦略」については、共通で作成できる項目については共通で、各県（産地）ごとに分けて作成する方が適当な項目は県（産地）ごとに分けて記載していただいで構いません。 特に、普及計画については、県（産地）ごとに普及担当機関が異なるケースが多いと想定されますので、県（産地）ごとに担当機関が分担して作成する方法などが考えられます。 「研究計画」についても、県（産地）によって開発する技術体系の一部に違いがある場合は、書き分けていただくことも可能です。 いずれにしても、複数の県（産地）を対象とした場合の作成方法に特に決まりはありませんので、研究コンソーシアム内で御相談の上、地域戦略、研究計画の内容が明確になるように作成いただきたいと考えています。	1/8追加
4	技術戦略の例（全国説明会資料3）は公募・採択に関係するの か。 また、技術提案会で提案した技術でない と公募時に応募できないのか。	全国説明会の資料3で示した技術戦略の例は、あくまで想定される事例であり、公募・採択には関係ありませんが、技術戦略で示した程度の技術レベルの研究を提案いただきたいと考えています。 また、技術提案会時に提案しなくても応募は可能であり、提案した内容が採択で優先されるものではありません。	
5	技術提案会では、都道府県から「地域農業の競争力強化の方向性」を説明するとのことだが、都道府県が説明した内容以外は事業の対象にならないのか。	「地域農業の競争力強化の方向性」は、都道府県等と研究機関とのマッチングを促進するための参考として御説明いただくものです。 このため、技術提案会で都道府県からご説明いただく「競争力強化の方向性」にないものでも応募（提案）の対象になり得ます。	
6	まだ地域の方針が定まっておらず、地域戦略の検討・策定に時間がかかる場合、どうすればいい のか。	公募は、平成28年は2回実施予定（第1回：2月、第2回：夏～秋頃を予定）ですので、「地域戦略・研究計画」を検討・策定の上、応募して下さい。 また、目指す技術体系に含めることを想定している個別技術がある場合は、実証研究の実施前に個別研究への支援も受けられますので、地域戦略の検討と併行して、個別研究を実施することも可能です。	1/21更新

No.	質問内容	回答	備考
7	応募に当たっての共通要件とは何か。	<p>実証研究、個別・FS研究に共通の主な要件は、以下のとおりです。 研究コンソーシアムで応募する場合は代表機関、単独で応募する場合はその機関が、以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>①平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一規格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であること ※提案書提出時に競争参加資格のない者は、契約までに競争参加資格を取得してください (URL) http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h28-yukoshikaku.html</p> <p>②研究代表者及び経理責任者を設置していること ③法人格を有し、研究開発を行うための体制・研究員、知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること ④原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること 等</p>	1/21更新
8	どの研究機関でどのような研究が行われているか分からないため、研究コンソーシアムが設立できない。	<p>今後、研究機関が有する研究シーズについて広く情報交換を行う「技術提案会」を開催予定ですので、御参加ください。また、産学連携支援事業コーディネーター、各地域農業研究センターで研究コンソ設立に関する御相談をお受けします。 連絡先は、追って、本事業のホームページに掲載します。</p>	
9	普及組織が共同研究機関としてコンソーシアムに入るのは難しいが、どうすればよいか。	<p>「普及の参画」は必ずしもコンソーシアムに参画しなくても、コンソーシアムの外から「協力」ということでも構いません。 ただし、今回の事業は地域戦略を策定して研究をスタートしていただくこととしているため、戦略策定の初期段階から普及支援の主体となる機関に参加していただきたいと考えています。</p>	
10	現地での実証研究は1年目から行う必要があるのか。	<p>研究期間内(3年以内)に現地での実証研究を実施して技術体系を確立できるのであれば、必ずしも1年目から現地での実証研究を行うことは必須ではありません。</p>	
11	現在取り組んでいる実証研究(※)を、引き続き地域戦略プロジェクトで研究できるのか。(※)攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(H25補正)等	<p>まずは、現在実施中の実証研究について、当初の計画に沿って取りまとめを適切に行って下さい。その上で、その成果を踏まえて、「更に発展的に新たな課題について研究を実施する」又は「これまで取り組まなかったテーマ・課題を新たに取り組む」といった形で、実施中の実証研究と今回の本事業とのデマケをしっかりと整理いただく必要があります。</p>	
12	実証研究、個別・FS研究それぞれの1課題当たりの上限額は。	<p>①実証研究型 上限額は、100,000千円/年以内となります。</p> <p>3年間の研究の場合、3か年合計の限度額300,000千円の範囲で、例えば、備品類の整備が必要な1年目に重点的に配分し、2年目以降は研究費を漸減することも可能となります。</p> <p>※特にその必要があることを明示できる場合(例えば、相当程度広域な地域を対象とする場合、施設・機械等の試作に多額の経費を要する場合など)には、例外的に限度額を超えることを認める場合があります。</p> <p>②個別・FS型 限度額は5,000千円以内となります。</p> <p>なお、実証研究型、個別・FS型ともに、委託額は審査を経て決定されます。</p>	1/21更新

No.	質問内容	回答	備考
13	地域戦略プロジェクトの支援対象となる経費は何か。 また、業務の外注や機械の一部改良は支援対象となるのか。	農林水産省で実施している他の研究事業と同様に、 ・人件費、謝金、旅費 ・試験研究費（機械・設備・備品費、借料及び損料、消耗品費、光熱水料、燃料費、賃金、雑役務費等） ・一般管理費（試験研究費の15%以内） の経費を対象とすることを考えています。 なお、業務の外注については、研究開発要素を含まない業務（研究ではなく役務の場合）は雑役務費で措置できますが、研究開発要素がある場合は、研究の再委託となるため、認められません。このため、研究開発要素を含む場合は、最初から研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。 機械の一部改良は研究開発要素を有するものであれば、支援対象となります。	
14	開発した技術の普及に要する経費は、支援の対象にならないのか。	・研究開発要素を伴う活動や研究開発の一環と考えられる取組については対象となります。 （例）条件の異なる実証圃を設置し、その結果を研究にフィードバックする、技術導入マニュアルの作成、研究成果の発表会・展示会等 ・研究開発要素がない、確立された技術の横展開を目的とした活動は支援対象外です。 （例）新技術の普及に伴う機械の導入、農業者への訪問指導に要する経費等	
15	農業機械や機器を購入することは可能か。	実証研究の研究期間は3年間、個別・FS研究は1年間しかありませんので、レンタルやリースによる導入を原則とします。ただし、研究のための改良が必要な機械等、レンタルやリースができないものについては購入を認めることとします。	
16	園芸施設や畜舎などの建物を建設することは可能か。	通常市販されている一般的な建物については、経費の対象とすることはできません。ただし、研究開発要素のある試作品（仮設物）（以下「試作品」という。）を設置する場合には、それに係る加工費・試作費、資材費、役務費等を計上することができます。	
17-1	導入した機械、施設等の事業終了後の取扱い。	事業（研究期間）終了後、導入した農業機械や施設（試作品）は、引き続き研究目的で継続使用していただくか、解体・撤去していただくこととなります（他者へ売り払うことはできません。）。	
17-2	農業者が引き続き使用することはできないのか。	本事業は補助事業ではなく研究委託事業ですので、事業（研究期間）が終了した際、導入した農業機械や施設（試作品）は、機械や施設の償却期間中、引き続き研究目的で継続使用していただくか、解体・撤去していただくこととなります（他者へ売り払うことはできません。）。 なお、継続使用が認められるのは、研究を受託した研究グループ（コンソーシアム）の構成員が引き続き研究目的で使用又は管理するに限られます。従いまして、農業者が事業終了後も継続使用したい場合は、以下の方法で対応していただくことが必要となります。 ①農業者にコンソーシアムの構成員として参加していただき、初めから農業者が所有する ②農業者にコンソーシアムの構成員として参加していただき、事業終了時に農業者へ所有権を移転する ③農業者はコンソーシアムに参加せず、研究終了後も機械を所有・管理する機関から貸与する また、農業者が研究目的で継続使用するにあたっては、実証データの取得や他県・周辺農家の見学受け入れ（対応日や日数を予め決めることは可能）等の対応を行っていただくこととなります。	1/19追加
18	研究の委託契約は誰と誰が行うのか。 また、契約締結の時期は。	委託契約は、事業実施主体である（研）農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと研究コンソーシアムとの間で行うこととなります。 また、1回目公募（28年2月～3月）の契約時期は4月を予定しております。	1/21更新
19	個別・FS研究で得られた成果を、実証研究に後から追加することは可能か。	個別・FS研究については、その成果が実証研究に活用されることを期待しています。このため、個別・FS研究で得られた成果を実証研究に後から追加できるような仕組みにすることを検討しています。	
20	29年度以降も新規採択を行うのか。	予算措置を伴うため確約はできませんが、平成29年度以降についても新たな研究課題が採択できるよう検討したいと考えています。	

No.	質問内容	回答	備考
21	これから産地化を目指す栽培面積の少ないマイナー作物でも、地域戦略に基づき技術体系の実証・普及を行うのであれば、事業の対象となるのか。	マイナー作物であっても、当該作物の産地での位置づけ(生産額や面積のシェア等)や、確立した技術体系の普及による波及効果等を考慮し、地域農業の競争力強化に資する地域戦略を策定いただければ、事業の対象になり得ます。	1/8追加
22	地域戦略で掲げた目標が達成できなかった場合、地方公共団体等が責任を問われるのか。	研究を行う以上、不確実性を伴いますので、所期の成果が得られない場合もあり得るため、仮に地域戦略で掲げた目標が達成できない場合でも、地方公共団体等の責任を問うことまでは考えていません。 ただし、目標が達成できなかった場合は、その要因分析を行い、産地の競争力強化に向けた次の取組に繋げていくことが重要であると考えますので、研究終了後、定期的にフォローアップ調査等を行うことも必要と考えています。 なお、研究コンソーシアムに参画する地方公共団体の皆様におかれましては、できるだけ目標とする成果が得られるよう、研究実施中から地域の状況を踏まえて意見を出すとともに、成果が得られた場合は、普及計画に沿った普及の取組をお願いします。	1/8追加
23	他の研究事業と重複して応募することは可能か。	別事業と重複して地域戦略プロジェクトに応募することは可能ですが、同一の研究課題で、複数の事業から支援を受けることはできません。 また、応募資料中に、別事業にも応募中であることを記載していただきます。	1/8追加
24	実証研究型の研究期間は原則3年以内だが、年度途中で採択された場合、研究期間が3年未満になってしまうのか。(例えば、27年度末に採択された場合、研究期間は29年度末までになるのか。)	研究期間は年度末で終了するのではなく、委託契約締結日から3年以内とすることを考えています。	1/8追加
25	採択・契約された場合、委託費は誰に交付されるのか。都道府県が代表して委託費を受けることになるのか。	委託費は、(研)農業・食品産業技術総合研究機構から研究コンソーシアムの代表機関へ交付することを予定しております。 委託費の交付を受けた代表機関は、研究コンソーシアム内の規約等に基づき、共同研究機関等へ委託費を配分することになります。	1/8追加
26	平成28年の2回目の公募はいつ頃を予定しているのか。1回目の公募で予算額に達し、2回目の公募を行わないこともあるのか。	2回目の公募は28年の夏～秋頃を予定しています。 また、確実に2回目の公募ができるよう、予め一定の予算枠を確保しておくことを考えています。	1/21更新
27	研究コンソーシアムに都道府県が参画する場合は、本庁の組織が入る必要があるか。	地域戦略の対象となる地域の今後の方向性や、開発した技術体系の普及を担い得るのであれば、地域の普及センターや農林事務所等でも構いません。	1/19追加
28	地方公共団体(普及組織)や農林漁業者については、協力機関としての参画で良いということだが、コンソーシアムに参画する場合と協力機関として参画する場合とでは、どのような違いがあるのか。	正式にコンソーシアムに参画し、e-Radに登録して頂ければ、農林漁業者であっても人件費や資材費等の委託費を直接使用でき、また、資産等を取引した際は所有権を持つことができますが、実証研究によって農産物等の販売が行われ、研究成果として、相当の収益が発生した際は、その一部を納付して頂く場合もあり得ます。	1/19追加
29	本事業で得られた知財の所有権(特許権等)はどこにあるのか。	一定の手続きを行っていただいた上、いわゆる日本版バイドール条項(産業技術力強化法第19条)に基づき、原則、委託先に帰属することとなります。 なお、知財の取扱いについては、コンソーシアムであればあらかじめコンソーシアム内で協定等を締結しておく必要があります。この協定等に基づき、コンソーシアム内のどこに帰属するか決定していただくこととなります。	1/19追加